実務経験従事証明書(二級ボイラー技士免許用)

1 証明を受けようとする者			
フリガナ			
氏 名	住		
	所		
生年月日 昭·平·令 年 月 日生	電話()		
2 証明する事項 (該当するものに☑)			
□ ボイラー取扱技能講習を修了した後、4か月以上小規模ボイラーを取り扱った経験			
[ボイラー則第 97 条第 3 号イ(3)]			
□ ボイラー・タービン主任技術者(1種又は2種)免状を有する者で、伝熱面積の合計が 25 ㎡以上			
のボイラーを取り扱った経験 [ボイラー則第 97 条第 3 号イ (5) +ボイラー免許規程第 1 条第 1 号]			
□ 保安技術職員国家試験規則による汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積の合計が 25 m³以上の			
ボイラーを取り扱った経験 [ボイラー則第 97 条第 3 号イ(5)+ボイラー免許規程第 1 条第 1 号]			
□ 海技士(機関4、5級)免許を受けた者で、伝熱面積の合計が25 m³以上のボイラーを取り扱った			
経験 [ボイラー則第 97 条第 3 号イ(5)+ボイラー免許規程第 1 条第 2 号]			
\square 鉱山において、伝熱面積の合計が $25\mathrm{m}$ 以上のボイラー(ゲージ圧力 $0.4\mathrm{MPa}\mathrm{U}$ 上で使用する蒸気ボ			
イラー又はゲージ圧力 0.4MPa 以上の温水ホ	, <u> </u>		
	則第 97 条第 3 号イ(5)+ボイラー免許規程第 1 条第 3 号]		
3 上記2に従事した期間及び取り扱った	たボイラー(該当するものに☑し空欄に記入)		
	昭・平・令 年 月 日まで		
経験年	· · · · · · · · · · · · · · · · ·		
□ 取り扱ったボイラーが労働基準監督署			
	交付者: 労働基準監督署長)		
	署長から検査証を <u>交付されていない</u> 場合		
	i積がわかる仕様書等の写しを添付すること】		
□電気事業法の適用を受けるもの			
□地方公共団体の施設であるもの	○ □自衛隊の施設であるもの		
□その他(適用法令等)		
4 事業者による証明	ナナファルチョア四トナナ		
上記1の者は、上記2から4に係る経験を	11月90ことを証明しまり。		
令和 年 月 日			
東米坦ミナ 地			
事業場所在地			
事業場名称	電話()		
ず未勿 有你	电前 ()		
 代表者職名	F-夕		
1/3/14版4	V/H		

[※] 暖房専門のボイラーの取扱い経験は、1年を6か月に換算してください。

(裏面)

備考

- 1 事業場の倒産等により事業場の代表者による証明が不可能である場合には、実務に従事していた事業場(以下、「元の事業場」という。)の同僚であった者(以下、「証明者」という。)による証明をもって事業場の代表者の証明に代えることができます。ただしこの場合にあっては、証明者の数は原則2名とし、様式中「事業場所在地」は「元の事業場所在地」、「事業場名称」は「元の事業場名称」、「代表者職名・氏名」は「証明者の現住所、連絡先(勤務先)電話番号、氏名」と読み替え、それぞれの証明者について本人確認証明書の添付が必要です。
- 2 本証明書における各記載事項は法令を要約したものです。正確な内容は法令をご参照ください。

「小規模ボイラー」、「小型ボイラー」、「小規模第一種圧力容器」及び「小型圧力容器」の各用語については、以下をご参照ください。

小規模ボイラー	小型ボイラーに該当しない次のいずれかのボイラーをいいます。労働安
(労働安全衛生法施	全衛生法の適用を受けるものであれば検査証が交付されています。
行令第 20 条第 5 号	○ 胴の内径が 750 mm以下で、かつ、その長さが 1,300 mm以下の蒸気ボイ
各号)	ラー
	○ 伝熱面積が3m ² 以下の蒸気ボイラー
	○ 伝熱面積が 14 m ² 以下の温水ボイラー
	○ 伝熱面積が 30 m ³ 以下の貫流ボイラー (気水分離器を有するものにあっ
	ては、当該気水分離器の内径が 400 mm以下で、かつ、その内容積が 0.4
	m³以下のものに限る。)
小型ボイラー	労働安全衛生法施行令第1条第4号のものをいいます。労働安全衛生法
(労働安全衛生法施	の適用を受けるものであれば個別検定の対象です。検査証は交付されませ
行令第1条第4号)	λ_{\circ}
小規模第一種圧力容	小型圧力容器に該当しない次のいずれかの第一種圧力容器(以下「容器」)
器	をいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば検査証が交付さ
(労働安全衛生法施	れています。
行令第 6 条第 17 号	○ 加熱作用を行う容器(熱交換器、蒸煮器、消毒器、加硫器等)で内容
各号)	積が 5m³以下のもの
	○ 反応作用を行う容器(反応器、オートクレーブ等)で内容積が 1m³以
	下のもの
	○ 蒸発作用を行う容器(蒸発器、蒸留器等)で内容積が 1m³以下のもの
	○ 高温の圧力液体を保有する容器 (スチームアキュムレータ、フラッシ
	ュタンク等)で内容積が 1m³以下のもの
小型圧力容器	労働安全衛生法施行令第1条第6号のものをいいます。労働安全衛生法
(労働安全衛生法施	の適用を受けるものであれば個別検定の対象です。検査証は交付されませ
行令第1条第6号)	λ_{\circ}